

発行所
美幌商工会議所
美幌町仲町1丁目44
TEL(☎)73-5251・FAX73-5253
E-mail info@bihorocci.jp

令和2年度事業計画決まる

去る3月27日、経済センターにおいて第101回通常議員総会を開催し、令和2年度事業計画(案)・収支予算(案)について審議し、満場一致で承認されました。

事業計画細目

1・政策提言・要請活動の強化

地域総合経済団体として常に地域社会の実情とニーズ把握に努め、地域経済の発展及び中小企業の支援に向け積極的な政策提言・建議活動を展開する

- ①国・政党・その他関係機関に対する建議活動
- ②道・道議会・町・町議会その他関係機関に対する建議活動
- ③日本商工会議所・北海道商工会議所連合会・北海道商工会議所連絡協議会等に対する建議活動
- ④第100回北海道商工会議所連絡協議会の開催

2・小規模企業振興対策事業の実施

小規模企業の持続的発展を推進するため、経営改善普及事業及び経営発達支援事業に努める

- ①伴走型支援に向けた経営発達支援事業の推進
- ②産業競争力強化法における創業支援事業計画認定に係る窓口の設置
- ③中小企業等経営強化法に基づく経営革新等支援機関としての事業推進

3・地域まちづくりの推進と中小企業の振興

地域活性化と中小企業の振興を推進する

- ①まちづくりに向けての取り組み実施
- ②中心市街地活性化事業の推進
- ③空き店舗活用事業の支援
- ④買物弱者対策「宅配移動便利サービス」利用促進事業の拡大推進
- ⑤個店の活性化と商店街活性化に向けての推進
- ⑥「まちゼミ」への協力
- ⑦中小小売業の活性化への取組み
- ⑧町産品愛用及び物品の町内優先購入啓蒙活動の実施
- ⑨地元消費拡大事業に対する支援
- ⑩「美幌町連合商店会」並びに「スマッピーカード」ひろろとの連携

4・地域開発及び地場産業基盤の整備拡充促進

地域開発と地場産業の振興を推進する

- ①横断自動車道、道東縦貫道路、国道等の交通ネットワークの早期完成の推進
- ②女満別空港の利用改善の促進

5・地域経済振興対策の強化

地域経済の活性化を推進する

- ①オホーツク地域商工会議所包括連携協定に基づく事業の推進
- ②食産業の活性化
- ③観光産業の活性化
- ④雇用創出、人材の育成・確保
- ⑤地域中小・小規模企業の育成
- ⑥美幌町観光振興の活性化に向けての事業推進
- ⑦美幌町観光まちづくり協議会への事業支援
- ⑧「ひほろ」ブランド認証制度の事業支援
- ⑨美幌峠のPR活動実施並びにレストハウスの管理運営
- ⑩「ひほろ夏まつり」等イベントの実施

6・商工会議所運営の強化

商工会議所の運営を強化する

- ①組織並びに財政基盤の強化
- ②委員会並びに部会活動の実施
- ③官公庁及び各種団体等との懇談会の開催
- ④日本商工会議所・北海道商工会議所連合会・道東地区商工会議所との事業連携
- ⑤商工会議所青年部との連携並びに支援
- ⑥会員企業の福利厚生等に関する事業の推進
- ⑦永年勤続従業員表彰の実施
- ⑧各種共済制度の加入促進
- ⑨福利厚生支援サービス事業の実施
- ⑩ホームページ等の充実

②会報「商工びほろ」の内容充実
常設委員会別事業計画細目
商工業振興委員会

種施策・情報等の提供活動

- ①地域人材の確保及び育成強化
- ②職場体験事業への支援による地元就職の支援
- ③U・I・J・ターンによる人材の確保並びに定着支援の強化
- ④若手経営者等への支援
- ⑤起業・創業しやすい環境整備
- ⑥移住・定住促進事業の推進
- ⑦外国人労働者受入れに関するアンケート調査
- ⑧美幌高校間削減対策の検討及び支援

観光振興委員会

観光振興の推進を推進する

- ①2021年4月予定・観光まちづくり会社設立に向けた事業推進
- ②美幌町観光振興革新戦略ビジョンの推進を目指した美幌町観光まちづくり協議会への参画及び事業支援
- ③シェアリングエコノミービジネス推進のためのmachingado推進委員会事業の推進
- ④体験・民泊事業の推進・2次交通対策の検討
- ⑤地域電力を活用した持続的なまちづくりへの調査・推進
- ⑥遊休施設の再利用に関する検討・実施
- ⑦観光振興に関する美幌町への要請事項の検討と実施

③その他、観光振興に関する事業の実施
 ④青年団体等が一体となって取り組める観光イベントの推進
総務委員会

各種要請事項の検討

- ①各種要請事項の検討
- ②会員サービスの向上並びに組織強化の実施
- ③各種研修会等の開催
- ④若手人材育成活動の支援
- ⑤人材確保の支援
- ⑥外国人労働者受入れに関するアンケート調査
- ⑦商工会議所運営に関する情報収集と事業活動のPR実施
- ⑧美幌高等学校支援策の検討及び支援

令和2年度 日本商工会議所簿記検定試験

級	1～3級	1～3級	2～3級
試験日	令和2年6月14日(日)	令和2年11月15日(日)	令和3年2月28日(日)
申込期	令和2年5月14日(木)	令和2年10月15日(木)	令和3年1月28日(木)
受験料	1級 7,850円	2級 4,720円	3級 2,850円

当所では隔週の土曜日を相談日として開所しています。受付時間は午前8時45分から正午まで各種相談に応じています。お気軽にご相談下さい。尚、4月は4日・18日、5月は16日・30日を相談日として開所致しております。(問合せ先 ☎73・5251)

～日本政策金融公庫(国民生活事業)～ 小規模事業者経営改善資金(無担保・無保証人)のご案内 新型コロナウイルス対策マル経

融資対象

- 1 最近1年以上上町内で事業を営んでいること
- 2 常時使用する従業員数が20人以下(商業・サービス業(※宿泊業及び娯楽業を除く)は5人以下)であること
- 3 商工会議所の「経営指導」を6ヵ月以前から受けていること
- 4 納期限の到来しているすべての税金を完納していること
- 5 商工業者であり、かつ、日本政策金融公庫の非対象業種等でないこと

※最近1か月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少していること

融資額 1,000万円以内

返済期間
 運転資金 7年以内 <据置期間3年以内>
 設備資金 10年以内 <据置期間4年以内>

利率(年利%) 0.31%(当初3年間)→4年目～1.21%(3月10日現在)

必要書類

- ・新型コロナウイルス感染症の影響による売り上げ減少の申告書
- ・決算書(控)・確定申告書(控)
- ・納税を証明できる書類(所得税・法人税・事業税・道町民税)
- ・履歴事項全部証明書(法人の場合)
- ・見積書(設備資金の場合)
- ・営業確認書類(請求書・領収書など)

その他必要に応じ、上記以外の書類を提示願うことがあります。

～日本政策金融公庫(国民生活事業)～ 無利子・無担保融資のご案内 新型コロナウイルス感染症特別貸付

融資対象

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次のいずれかに該当する方

- ①最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年同期と比較して5%以上減少した方
- ②業歴3ヶ月以上1ヶ月未満の場合等は、最近1か月の売上高が次のいずれかと比較して5%以上減少している方
 - a 過去3ヶ月(最近1ヶ月を含む)の平均売上高
 - b 令和元年12月の売上高
 - c 令和元年10月～12月の売上高平均額

融資額
 中小事業 3億円以内(別枠)
 国民事業 6,000万円以内

返済期間
 運転資金 15年以内 <据置期間5年以内>
 設備資金 20年以内 <据置期間5年以内>

利率(年利%) 0.46%(当初3年間)※3月10日現在)→4年目以降は基準金利

必要書類

- ・新型コロナウイルス感染症の影響による売り上げ減少の申告書
- ・決算書(控)・確定申告書(控)
- ・納税を証明できる書類(所得税・法人税・事業税・道町民税)
- ・履歴事項全部証明書(法人の場合)
- ・見積書(設備資金の場合)
- ・営業確認書類(請求書・領収書など)

その他必要に応じ、上記以外の書類を提示願うことがあります。

日本政策金融公庫(国民生活事業) 特別利子補給制度のご案内

「新型コロナウイルス感染症特別貸付」により借入を行った中小企業者のうち、以下の要件を満たす方

適用対象

- ①個人事業主(事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る)：要件なし
- ②小規模事業者(法人事業者)：売上高▲15%減少
- ③中小企業者(上記①②を除く事業者)：売上高▲20%減少

※小規模要件

- ・製造業、建設業、運輸業、その他業種は従業員20名以下
- ・卸売業、小売業、サービス業は従業員5名以下

利子補給

期間：借入後当初3年間
 補給対象上限：中小事業 1億円
 国民事業 3,000万円

令和2年1月29日以降に、日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」等経由で借入を行った方について、上記要件を満たす場合には本制度の適応が適用可能です。

～指定金融機関からの借入にかかる利子・信用保証料を町が補助します～ 新型コロナウイルス「利子等補給事業補助金」のご案内

対象者

- ・町内に独立した事業所を有する小規模事業者(卸売業・小売業・サービス業は従業員5名以下、製造その他は従業員20名以下)であること
- ・町税の滞納がないこと
- ・美幌町暴力団の排除の推進に関する条例に定める暴力団に関係していないこと

主な要件

- ・新型コロナウイルス感染症の流行による影響を受け令和2年2月18日以降
 - ①直近1か月の売上が前年同期比5%以上減少した
 - ②今後2か月を含む3か月間の売上見込み平均が前年同期比5%以上減少することが見込まれる
- ・上記のいずれにも該当し、指定金融機関から借入れた新たな運転資金であること(創業1年未満は上記と同等の客観的な資料を提出すること)
- ・借換ではないこと
- ・手形又は証書による貸付であること
- ※手形貸付については、新型コロナウイルスに対応した保証制度を利用したものに限り、令和2年2月18日～令和2年12月29日に融資が実行され、指定金融機関又は美幌商工会議所を通じて町に報告のあったもの

補助の内容

上記の要件を満たした借入に対し、融資を受けた日から最長5年、償還利子と信用保証料の合計が1事業者につき累計で20万円(補助金累計限度額)に達するまでの期間

金融機関

北洋銀行美幌支店、網走信用金庫美幌支店・稲美支店、北見信用金庫美幌支店
 日本政策金融公庫北見支店 (TEL0157-24-4115)

<新型コロナウイルスに関する経営相談窓口>
 北洋銀行美幌支店(TEL73-3194) 北見信用金庫美幌支店(TEL73-1311)
 網走信用金庫美幌支店(TEL73-2161)・稲美支店(TEL72-1200)
 美幌商工会議所(TEL73-5251)
 美幌町経済部商工観光グループ商工労政担当 TEL73-1111 内線292